

「九州・山口 大学生等ライフデザインセミナー」 業務委託企画コンペ募集要領

1 目的

九州・山口出身の主に首都圏・関西圏に在住する大学生等を対象に、就職やその先にある結婚や子育て等今後の人生を考える機会を与えるとともに、九州・山口の暮らしやすさや魅力を伝えることで、圏域内への地元回帰を促進する。

2 委託業務の内容

別添 業務委託仕様書のとおり

3 業務委託先の選定方法

企画コンペ（オンラインによるプレゼンテーション）により選定する。

4 実施スケジュール

- ・企画提案募集開始 令和2年7月27日（月）
- ・質問受付期限 令和2年8月5日（水）
- ・参加資格審査関係書類提出期限 令和2年8月17日（月）
- ・企画関係書類提出期限 令和2年8月28日（金）
- ・企画コンペ
（オンラインによるプレゼンテーション） 令和2年9月4日（金）
- ・委託先決定 令和2年9月7日（月）

5 提出書類等

（1）提出書類及び提出期限

- ア 参加資格審査関係書類 令和2年8月17日（月）17時必着
 - 企画コンペ参加申込書（様式1） 1部
 - イベント業務実績書（様式2） 1部
- イ 企画関係書類 令和2年8月28日（金）17時必着
 - 企画提案書（様式3） 15部
 - 見積書 1部

（2）提出方法 郵送又は持参

- （3）提出先 佐賀県庁 男女参画・こども局 こども未来課（県庁旧館3階）
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

6 参加資格

参加資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- （1）イベントの企画・運営の実績を有すること。
- （2）九州・山口の事情に通じ、佐賀県との密接な連絡調整を行うことができると認められるこ

と。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きを行っていないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 九州・山口県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止を受けている者又は請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
- (9) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

7 審査について

(1) 審査方法

企画提案書において応募者によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「九州・山口 大学生等ライフデザインセミナー業務委託企画コンペ審査基準」に基づき行う。

(2) 審査結果

審査結果は応募者に書面で通知する。

8 企画提案書の作成方法等

対案対象となる業務内容について、下記(1)から(3)の事項を記載してください。

(1) 提案事業者の概要

・提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等

(2) 業務全体の概要

・業務全体の運営管理、業務実施体制

(スタッフの業務分担、年間スケジュール【業務工程表】)

(3) 別紙「九州・山口 大学生等ライフデザインセミナー業務委託仕様書」のとおり

9 企画コンペの実施

(1) 実施方法 プレゼンテーションによる審査 オンライン形式

(2) 開催日時 令和2年9月4日(金)13時~

個別の時間については、参加者に別途通知する。

10 留意事項

(1) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、謝金等)を含むものとする。

ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費や、備品購入など

財産取得となる経費は対象外とする。

- (2) 企画書等の作成に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。
- (3) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (4) 企画コンペに関する問い合わせは、電話・FAX・メールで受け付ける。
質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

1.1 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

なお、合計得点が満点の5割に達しない場合は、委託業者として選定しない。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない

1 2 問合わせ先

佐賀県男女参画子ども局 子ども未来課 子育てし大県推進担当 松本

TEL 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 8 1

FAX 0 9 5 2 - 2 5 - 7 3 3 9

MAIL kodomomirai@pref.saga.lg.jp